

# 長野県看護大学における公的研究費の管理・監査に関する規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びその他の外部から交付を受けた研究資金をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学の教職員及び本学において公的研究費を使用するものをいう。

3 この規程において「不正」とは、故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

## 第2章 機関内の責任体系の明確化

(最高管理責任者)

第3条 本学に、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもってこれに充てる。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定し、周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもってこれに充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学に、公的研究費の運営・管理に関わる全ての者(以下「構成員」という。)に対し、コンプライアンス教育を実施する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもってこれに充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講状況を管理・監督する。また、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

## 第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルール of 明確化)

第6条 公的研究費に係る事務処理については、明確かつ統一的な運用を図るため別に定める公的研究費事務処理手続きの基本ルール（以下「ルール」という。）及び長野県の会計関係規則により行うものとする。

(職務権限の明確化)

第7条 研究者及び事務処理に携わる職員の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 研究者は、公的研究費使用計画に責任をもち、使用するときはルールにしたがって必要な書類を事務局総務課（以下「総務課」という。）に提出するとともに、当該研究活動に必要な事由を明示しなければならない。
- (2) 事務処理に携わる職員は総務課職員とし、研究者から提出された書類または指示により、ルールにしたがって事務処理を行う。

(構成員の意識向上)

第8条 構成員の意識向上を図るため、各々の行動規範を次のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者は、不正を根絶するためには、研究者及び組織の自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を構成員に浸透させる。
- (2) 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、不正の背景には個人のモラルの低下だけではなく、組織としての取組みが不十分という問題があることを認識し改善を指導する。また、構成員に自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス教育を実施する。
- (3) 研究者は、公的研究費が公的資金であり、不正の問題が大学全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを十分に認識し研究活動を行う。また、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、公的研究費は公的資金であることを鑑み、機関による管理を行うという原則と精神を認識する。
- (4) 事務処理に携わる職員は、研究者に適切な説明を行うとともに、ルールに照らして柔軟かつ迅速な事務処理を行う。また、公的研究費の適正な執行と、効率的な研究遂行を支援する立場にあることを認識する。

(不正に係る対応)

第9条 本学内外からの公的研究費の不正に係る告発等（本学内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口の設置及び不正に係る調査の体制・手続等は、別に定める研究活動における不正行為への対応に関する規程によるものとする。

## 第4章 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(不正防止計画の策定)

第10条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、その要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(不正防止計画の実施)

第11条 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者（以下、「不正防止計画推進員」という。）を置き、事務局次長を充てる。

- 2 最高管理責任者は、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

## 第5章 公的研究費の適正な運営・管理活動

(適正な執行)

第12条 不正防止計画を踏まえ、公的研究費の適正な運営・管理活動を次のとおり行うこととする。

- (1) 不正防止計画推進員は、不正な取引は研究者と業者との関係が緊密な状況で発生しがちであることを踏まえ、癒着を防止する対策を講じる。
- (2) 不正な取引に関与した業者に対しては、「長野県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領」に基づき処分を行うものとする。

## 第6章 情報発信・共有化の推進

(使用に関するルール等の相談受付窓口)

第13条 公的研究費の使用に関するルール等について、本学内外からの相談を受け付ける窓口を総務課に置く。

(不正への取組に関する基本方針等の公表)

第14条 公的研究費の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。

## 第7章 モニタリングの在り方

(内部監査体制)

第15条 公的研究費の適正な管理のため、最高管理責任者の下に内部監査チームを置く。

2 内部監査チームは、複数の内部監査員で構成し、最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

3 内部監査チームは、毎年度定期的に会計書類の形式的要件等が具備されているかなど財務情報に対する監査を実施する。また、公的研究費の管理体制の不備の検証を行う。

4 内部監査チームは、不正防止計画推進員との連携を強化し、不正が発生するリスクに応じた内部監査を実施する。

(雑則)

第16条 本規程に定めるもののほか、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）を適用する。

### 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。